

現任研修Q&A

1. 申請要件関係

Q	A
1 受講に必要な実務経験とは何か	令和2年度に制度改正が行われ、現任研修受講には「現に相談支援業務に従事している」もしくは「過去5年間の間に2年以上の相談支援業務に従事した経験がある」のいずれかに該当するものが受講対象となっています。ただし初任者研修終了後、初めての現任研修受講の場合は「過去5年間の間に2年以上の相談支援業務に従事した経験がある」が必須となっています。
2 令和2年度に初任者研修を修了したが、5年後の現任研修受講となると2、3、4、5、6と数えて5年を数えて6年度が更新最終年度か	翌年度から起算します。この場合は具体的には、令和3～7年度とカウントし、令和7年度末までに現任研修を受講いただくようお願いいたします。
3 令和2年度に受講したが、受講に必要な実務経験なく今年度が最終更新年度なので受講したい	令和2年度に制度改正され、現任研修受講には「現に相談支援業務に従事している」もしくは「過去5年間の間に2年以上の相談支援業務に従事した経験がある」のいずれかに該当するものが受講対象となっています。ただし初任者研修終了後、初めての現任研修受講の場合は「過去5年間の間に2年以上の相談支援業務に従事した経験がある」が必須となっています。受講に必要な実務経験がない場合は受講ができません。
4 令和元年に旧カリキュラムの初任者研修・現任研修・主任研修を修了し、受講に必要な実務経験ないが今年度が最終更新年度なので受講したい	本年度が最後となる経過措置(受講要件を満たしていなくても受講対象者とする。)が適用されます。質問者の方は今年度が更新最終年度なので、該当していると思われますので、受講は可能です。
5 三度目の職場に勤務しているが、実務経験証明書はすべての職場の所属長に証明してもらわなければならないのか	すべての職場の所属長の証明いただくのが望ましいですが、現所属長に一括して証明していただいても差し支えありません。また現時点で勤務がない場合は申請者自身の証明でOKです。いずれの場合でも、証明内容に虚偽内容が判明した場合は、受講前の場合は申請を無効とし、受講後の場合は当該研修修了証書を無効とし、虚偽内容を証明した法人・虚偽内容を証明した事業所・虚偽内容で申請した者の居住地の各指定権者に報告するとともに、その後5年間香川県立川部みどり園が事務局として開催する障害福祉各種研修(サービス管理者等各種研修・相談支援従事者各種研修・強度行動障害支援者養成各種研修)への虚偽内容を証明した法人、虚偽内容を証明した事業所及び虚偽内容で申請した者の受講申込を受け付けません。
6 更新最終年度だったが、失念して申請期間内に申請できなかったが、何とかならないか	現在の電子申請システムでは締め切り以降の受理は不可能となっております。
7 サビ児管の更新最終年度のため更新を希望する。サビ児管取得の際に相談支援従事者初任者研修を受講したが、サビ児管更新のために相談支援従事者現任研修も受講しなければならないのか	サビ児管更新のみの場合には、相談支援従事者初任者研修を受講いただければよく相談支援従事者現任研修を受講する必要ありません。
8 今年度が更新最終年度だが、一日目の演習に個人的な事情があり出席できない。他の日は出席できる。失効したら来年度事業が滞り、利用者の方々が困るので、休むのはたった一日だけだから目をつぶって修了扱いにしてもらえないか	本研修は法定研修ですので、修了要件を満たさない場合は、修了証書の発行は不可能です。そのため今年度末で資格は失効となりますので、来年度以降に相談支援専門員として従事する必要がある場合は、8月15日から申請が始まる初任者研修を再度受講する必要があります。
9 令和元年度に現任研修を受講したので、その翌年度から数えると6年度が更新最終年度になると思うが、受講不可とメールが来た。何故受講できないのか	別紙のとおりです。

10	現任研修を2年連続で受講した人がいると聞いたが、それは可能か	別紙のとおりです。
11	初任研受講時と名前が変わっているので証明書類提出が必要だが、マイナンバーカードはなぜ不可なのか	申請時にいただいた個人情報には厳重に管理しておりますが、マイナンバーカードは個人情報の中でも特に重要な位置づけとなっており特別な対応が必要なため、受理しないこととしております。免許証や住民票の写し等を添付してください。

2. 電子申請関係

Q	A
1 法人で利用登録をして1人目の入力できたが、2人目ができない	同じメールアドレスで登録するとはじかれるケースがあります。別メールアドレスで利用登録をして入力するか、利用登録をしないで連絡用メールアドレスを別のものを入力してみてください。
2 電子申請したが、返信メール(申請完了メール)が来ない	事務局からのメールが届かない申請者の多くが、「自身のメールアドレスの誤入力」「迷惑メールフォルダに振り分けられたり、削除されたりした」「ドメイン指定がされているため事務局からのメールがブロックされた」という場合がほとんどで、これらの原因は受信側の設定の問題となります。お手数をおかけいたしますがメールが届かない場合は今一度設定をご確認いただき、対処後に再度事務局までご連絡をお願いいたします。
3 受講決定通知以降のeラーニング視聴のためのログインID・パスワード通知メールについて再送して欲しい	業者のセキュリティ仕様の関係で再送不可となっております。業者メールも含めて、事務局からの通知は次のドメインとなっておりますので、迷惑メール設定等ではじかれないよう予め対応をお願いします。「@apply.e-tumo.jp」「@s-kantan.com」「@pref.kagawa.lg.jp」「@kagawa-midorien.com」
4 氏名について正しい漢字が入力できない	申請時に入力されたものを修了証書に使用しますが、機種によっては入力できない漢字があるようです。その場合は氏名備考欄に例を参考にして部首等を記載してください。これによるのが困難な場合は、その旨記載いただければ、こちらから確認させていただきます。
5 講義①のeラーニングを視聴できる環境がないが、事務局で用意可能か	受講要件上、eラーニング視聴のための通信機器等環境をご自身で用意できる方としており、事務局では対応しかねます。
6 電子申請に際し、必要書類が添付できない	電子機器操作に不慣れな方もいらっしゃる、電子申請時に必要書類の添付ができない場合は、 <u>郵送に限り(持参等不可)</u> 必要書類の受理をしております。3月25日消印有効ですので、それまでに郵送ください。

現任研修 Q&A 別紙

Q 9：令和元年度に現任研修を受講したので、その翌年度から数えると6年度が更新最終年度になると思うが、受講不可とメールが来た。何故受講できないのか。

→ A. 相談支援専門員の資格継続は初任者研修受講年度の翌年度から5年間で一回以上の現任研受講が必要です。つまり初任者研修終了年度から数えるのが重要です。

例えばこの質問者は平成30年度に初任者研修を修了しています。初任者研修受講翌年度（令和元年度）から5年間の間に一回以上の現任研修受講が必要で、最終更新年度は5年度となります。この方は令和元年度に現任研修を受けていますので、すでにこの条件をクリアしています。次は6年度から10年度までに一回の現任研修受講が必要となります。今年度受講でも良いのですが、今年度が更新最終年度の方が多いのでそちらを優先する必要がありました。誠に申し訳ありませんが、受講不可とさせていただきます。

10年度までは資格は有効なので、大丈夫ですよ。次年度以降10年度までに受講していただければと思います。

ただし、R10年度に受講すると、研修の間が8年間も空いてしまいます。研修では国や県の施策の最新情報もお伝えしております。スキル維持・向上のためにもあまり間隔をあげないような受講計画をお立てください。本来は6年度を受講が望ましかったのですが、前述の理由で受講不可となりましたので、7年度はぜひ申請をしてください。その際には「元年度に受講しているので受講間隔をあげないようにしたい」旨を記載していただくと、事務局も状況を把握でき、助かります。

(参考) 上記の例の図

H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
初任受講	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	1年度目
初任受講	現任受講									更新最終年度	
	「R1～R5までに1回以上の現任研修受講が必要」はクリア					この間で1回以上の現任研修受講が必要=R10まで資格有効					

Q 10：現任研修を2年連続で受講した人がいると聞いたが、それは可能か？

→A. 相談支援専門員の資格継続は初任者研修受講年度の翌年度から5年間で一回以上の現任研受講が必要です。「一回以上の受講」となっておりますので、2年連続の受講でも問題はありません。

ただ2年連続での受講で、「5年間に一回」×2＝「10年間に2回」の受講になる場合とならない場合がありますので、十分ご注意ください。

1) 2年連続現任研修受講で資格継続要件を満たす例

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
初任受講	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目
初任受講					現任受講	現任受講				
「H26～H30までに1回以上の現任研修受講が必要」						「R1～R5までに1回以上の現任研修受講が必要」				

この場合はH26～30年度の5年間で一回の受講をH30年度に、R1～5年度の5年間で一回の受講をR1年度に受講しています。

2年連続（10年間の内に2回受講）で現任研修を受講していますが、それぞれの更新期間内で一回の受講をしているので資格要件は満たされ、資格失効はありません。

2) 2年連続現任研修受講で資格継続要件が満たされない例

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
初任受講	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目
初任受講				現任受講	現任受講					
「H26～H30までに1回以上の現任研修受講が必要」						「R1～R5までに1回以上の現任研修受講が必要」				

この場合はH26～30年度の5年間で二回の受講をH29、30年度にしています。上記と1年違いで、2年連続（10年間の内に2回受講）で現任研修を受講していますが、R1～5年度の5年間で一回の受講をしていません。資格有効期間はR5年度末までなので、R6には失効しました。

現任研修受講は「5年間に一回以上」ですが、複数回受講もスキルの維持・向上のために推奨されています。更新期間中に2回目の申請でも、更新最終年度の申請者が少ない場合は受講の可能性があります。また研修受講の間隔が5年以上空くのは望ましいことではありませんので、ぜひ計画的に受講計画を立てて申請ください。